ホ　昇降機の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SEV}=\sum_{i}^{n}\left(\frac{L_{ev,i}\times V_{ev,i}\times F_{st}\times T_{ev,i}\times M_{ev,i}}{860}\times N_{ev,i}\right)\times 9760\times 10^{-3}$$

この式において、E_{SEV}、$L_{ev,i}$、$V_{ev,i}$、F_{st}、$T_{ev,i}$、$M_{ev,i}$、$N_{ev,i}$及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SEV}　：昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$L_{ev,i}$　：昇降機系統ｉに属する昇降機の積載質量（単位　キログラム）

$V_{ev,i}$　：昇降機系統ｉに属する昇降機の定格速度（単位　１分につきメートル）

F_{st}　：基準設定速度制御係数（１／40）

$T_{ev,i}$　：昇降機系統ｉの昇降機年間運転時間（単位　時間）

$M_{ev,i}$　：昇降機系統ｉの輸送能力係数（単位　無次元）

$N_{ev,i}$　：昇降機系統ｉに属する昇降機の台数（単位　台）

ｎ　：共用部分における昇降機の対象系統数

第３　地域の区分

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(1)の地域の区分は、別表第10のとおりとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条の規定を適用する場合における第２の３(1)イ(ホ)(i)の暖房負荷の算出及び第２の３(1)ロ(ホ)(i)の冷房負荷の算出については、第２の３(1)イ(ホ)(i)及び第２の３(1)ロ(ホ)(i)の表に掲げる外皮平均熱還流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率に代えて、単位住戸の外皮平均熱還流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率を用いることができるものとする。

別表第１

重油	１リットルにつき41,000キロジュール
灯油	１リットルにつき37,000キロジュール
液化石油ガス	１キログラムにつき50,000キロジュール
都市ガス	１立方メートルにつき45,000キロジュール
他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）	１キロジュールにつき1,36キロジュール（他人から供給された熱を発生するために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められるものを求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。）
電気	１キロワット時につき9,760キロジュール（夜間買電（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して22時から翌日８時までの間に電気の供給を受けることをいう。）を行う場合においては、昼間買電（同号に規定する一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して８時から22時までの間に電気の供給を受けることをいう。）の間の消費電力量については１キロワット時につき9,970キロジュールと、夜間買電の消費電力量については１キロワット時につき9,280キロジュールとすることができる。）

別表第２

室用途		設備別基準一次エネルギー消費量に関する係数（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）																		
		空気調和設備								空気調和設備以外の機械換気設備	照明設備	給湯設備								その他設備等
		地域区分										地域区分								
		1	2	3	4	5	6	7	8			1	2	3	4	5	6	7	8	
事務所等	事務室	1060	1063	995	1018	1084	1173	1180	1478	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	498
	電子計算機器事務室	1063	1068	1146	1173	1284	1386	1418	1787	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	1245
	会議室	1303	1287	1109	1126	1167	1246	1241	1567	0	231	51	50	47	45	43	39	36	29	42
	喫茶室	1303	1287	1109	1126	1167	1246	1241	1567	0	254	1712	1678	1572	1531	1454	1322	1209	978	42
	社員食堂	465	458	412	418	432	484	469	626	0	141	2568	2517	2358	2297	2180	1983	1813	1467	0
	中央監視室	2444	2458	2975	3097	3349	3549	3752	4634	0	1171	46	45	42	41	39	36	33	26	2565
	ロビー	770	766	702	714	727	790	773	958	0	547	6	6	6	5	5	5	4	3	0
	廊下	770	766	702	714	727	790	773	958	0	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	便所	770	766	702	714	727	790	773	958	413	367	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙室	770	766	702	714	727	790	773	958	826	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	925	928	873	894	935	1016	1018	1283	138	202	995	975	914	890	845	768	702	569	0